

第 36 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

令和 6 年 1 月 24 日

第36回 岩国市都市計画審議会会議録

○日時 令和6年1月24日（水曜日） 14時30分～16時45分

○場所 岩国市役所6階 全員協議会室

○次第

1 開会

2 議事

- (1) 議事録署名委員の指名について
- (2) 議案第54号 岩国都市計画下水道の変更について
- (3) 議案第55号 岩国南都市計画下水道の変更について
- (4) 議案第56号 岩国南都市計画下水道の変更について
- (5) 報告第18号 岩国市立地適正化計画の改定について

3 閉会

○出席者〔委員15人〕

| | | |
|----------|-------|-----------|
| 委員（1号委員） | 塚本俊明 | 市川英之 |
| | 安本政人 | 廣田登志子 |
| （2号委員） | 武田伊佐雄 | 藤本泰也 |
| | 桑田勝弘 | 長岡辰久 |
| （3号委員） | 大下克巳 | 布田昌司 |
| | 山田直也 | （代理：大下孝志） |
| （4号委員） | 吉野俊一 | 高澤亮 |
| | 河本富枝 | 綿谷孝司 |

○欠席者〔委員2人〕

| | |
|----------|------|
| 委員（1号委員） | 榊原弘之 |
| （1号委員） | 梅川仁樹 |

○傍聴〔1人〕

[14時30分 開会]

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから、第36回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、また、お足元の悪いところ、岩国市都市計画審議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。私は本日司会をいたします、都市計画課の中島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、会議の開会にあたり、内坂都市開発部長からご挨拶申し上げます。

○内坂部長 みなさんこんにちは。都市開発部長の内坂でございます。

本日は大変お忙しい中、第36回都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また平素より、市政並びに都市計画行政の推進にあたり、ご理解・ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の審議会は3件の議案と1件の報告を予定しております。

3件の議案につきましては、いずれも下水道に関するものでございます。

この度、都市計画下水道の変更を行う背景としまして、令和4年4月に策定されました、岩国市汚水処理施設整備構想が関わっています。本構想にて、公共下水道の整備区域が見直されたことから、岩国都市計画下水道及び岩国南都市計画下水道の排水区域を変更するものです。

1件の報告につきましては、前々回の審議会でご報告させていただきました、「岩国市立地適正化計画の改定」にかかる報告となります。全5回の開催を予定しております「岩国市立地適正化計画推進協議会」における、第2回協議会分の報告を行い、委員の皆様より多様なご意見を賜りたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。

本日、委員17名のうち、欠席者が梅川委員、榊原委員の2名、山田委員の代理として大下委員の出席を含む15名の出席がありますので、「岩国市都市計画審議会条例 第7条第2項」の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに・

表紙が青色の帯の審議資料、表紙が黄緑の帯の説明資料を送付させていただきました。そのほかに当日資料として、議事日程、委員名簿、配席表を配布させていただきます。

また、下水道の説明資料については、事前送付後に分かりやすく手直しましたので、説明資料も併せて配布しております。

以上となりますが、不足資料等ございませんでしょうか。

なお、本日の会議は、「都市計画審議会条例施行規則第12条」の規定に基づき公開で行います。傍聴のルールにつきましては、「都市計画審議会の公開及び傍聴に関する要綱」に基づくこととしますので、傍聴人の皆様はご協力をお願いします。

それでは、ここからは、塚本会長に議事進行をお願いします。塚本会長よろしくをお願いします。

○塚本会長 はい、みなさんこんにちは。ちょうど雪の、大変な日になりましたが、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、手元に配布してあります議事日程に基づき進行させていただきます。まず日程第1、「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の会議を進めるに当たりまして、規則第13条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員2人が署名の上、保存するものとする」と規定されているため、本日は市川委員、それから武田委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしくをお願いします。

そして、今回審議します議案は3つありますが、内容がそれぞれ関連するものとなりますので、事務局から一括して説明をいただき、そのうえで一括して審議に諮りたいと思います。

それでは、日程第2議案第54号岩国都市計画下水道の変更について、日程第3議案第55号岩国南都市計画下水道の変更について、及び日程第4議案第56号岩国南都市計画下水道の変更について審議したいと思います。内容のボリュームが多いことから、一旦都市計画の変更理由まで説明していただき、その後、議案の審議に入りたいと思います。それでは、ご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案説明の前に岩国市の都市計画及び下水道の現状と今回の都市計画の変更理由についてご説明させていただきます。事前に送付させていただきました資料から一部分かりやすいよう内容を修正しておりますので、本日お手元に配布しております資料、もしくはスクリーンにてご確認ください。

岩国市の下水処理の状況ですが、図面にて各施設の現状を示しています。市内には下水道法に基づく公共下水道が旧岩国市、由宇町、玖珂町、周東町、錦町にあります。また、そのほかの施設として農業集落排水が美和町、本郷町、錦町などにあり、市による公共浄化槽の管理事業を実施している周東町の一部地域があります。そのうち今回議論するものが後ほど10ページで説明する内容になりますが、下水道課が所管する下水道計画区域と、その計画区域のうち、都市計画区域内、岩国市では旧岩国市の一部区域である岩国都市計画区域と、由宇町、玖珂町、周東町の一部からなる岩国南都市計画区域がありますが、この区域内にありますのが都市計画下水道区域であり、今回この区域を変更するものになります。

次に、下水道事業のうち、公共下水道と流域下水道についてご説明いたします。

はじめに、公共下水道についてです。公共下水道は、1つの市町から排出される下水を各市町が整備する処理場で処理するものを言い、市内では旧岩国市と由宇町がこの処理方法となります。次に、流域関連公共下水道についてです。これは、2つ以上の市町から排出される下水を、都道府県が整備する処理場で処理するものを言います。市内では玖珂町・周東町がこの処理方法となり、玖珂町、周東町の下水道は、周南市、光市の下水と一緒に、山口県が整備している周南浄化センターにて処理されています。

次に下水道の排水方法についてです。排水方法として家庭から出る生活排水である汚水と雨水を合わせて処理する合流式と、別々に処理する分流式に分けられます。合流式につきましては、岩国市では昭和の下水道整備当初に整備された一文字処理区の一部、麻里布地区や東地区で採用されております。その他は分流式となり、現在では、この分流式が水環境に配慮した一般的な排水方法であり、岩国市においても、新規の下水道整備事業については分流式により整備を行っています。

これまでの説明内容を整理したものが6ページのスライドとなります。都市計画区域については、岩国都市計画区域、岩国南都市計画区域の2つがあり、その中に下水道の名称として、旧岩国市と由宇町の「岩国市公共下水道」と玖珂町、周東町の「岩国市流域関連公共下水道」があります。各区域内には排水区域として雨水と汚水の排水区域を都市計画決定しております。現状、二つの区域は一致しております。次に、下水道の処理区の名称、合流式、分流式の分類を区域ごとにまとめております。最後に今回の議案の該当する範囲についてそれぞれ旧岩国市内を対象とした岩国都市計画岩国市公共下水道、由宇町を対象とした岩国南都市計画岩国市公共下水道、玖珂町

及び周東町を対象とした岩国南都市計画岩国市流域関連公共下水道があり、それぞれの排水区域の変更を行うものになります。

次に、岩国市の下水道の現状についての説明に入ります。

岩国市の下水道等の整備状況について、「下水道処理人口普及率」と「汚水処理人口普及率」という2つの指標でご説明いたします。この2つの指標につきましては、下水道等の整備状況を把握及び比較するうえでは、最も一般的な指標となります。まず、資料の上側の「下水道処理人口普及率」は、「岩国市の人口に対する、下水道が利用できる区域・供用済みの区域の人口の割合」です。令和5年3月末時点では、全国平均81%に対して、山口県平均68.9%、岩国市は36.8%となっております。続きまして、資料の下側の汚水処理人口普及率は、「岩国市の人口に対する、下水道供用済み区域の人口、実際に農業集落排水や合併処理浄化槽、により適正に汚水が処理されている人口の割合」を示しており、令和5年3月末時点では、全国平均92.9%に対しまして、山口県内平均89.5%、岩国市は80.2%となっております。どちらの指標におきましても、岩国市の下水道整備状況は全国平均・山口県平均を下回っており、山口県内でも遅れている状況となっております。

こうした下水道等の現状を踏まえ、岩国市の下水道事業の課題として、整備完了まで長い年月を要する、また巨額の事業費が必要となること、人口減少により下水道利用者への負担、つまり、下水道使用料が増加する可能性があること、などがあります。このような課題を踏まえ、今後も持続可能な下水道事業を運営していくため、岩国市で汚水処理についての最上位計画にあたる、岩国市汚水処理施設整備構想の見直しを行いました。

この岩国市汚水処理施設整備構想とは、市内全域の生活雑排水を含む、汚水の処理方法（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）について地域の実情や経済性、地域の特性等を踏まえ、地域ごとの最適な整備手法を選定して、将来の汚水処理施設の整備方針を示すものです。

汚水処理施設整備構想の見直しの大きなポイントとして、整備に多くの費用と時間が必要となる公共下水道事業は区域を縮小して、下水道以外の合併処理浄化槽に処理方法へ転換するものです。主な変更点は二つあり、1つ目は、下水道計画区域の縮小です。これにより、下水道の整備期間の短縮、事業費の削減がされ、将来的な下水道利用者の負担の軽減につながり、持続可能な下水道事業の運営にもつながるものになります。2つ目は、合併処理浄化槽による汚水処理を推奨するものです。これにより、下水道計画区域が縮小となった地域において、適正な汚水処理が行われ、さらに、下水道を整備するよりも早く汚水処理施設の整備が可能となることで汚水処理人口普及率の向上が見込めます。

また、令和5年度からは既存の合併処理浄化槽の設置補助制度に加え、今回下水道計画区域を縮小するとした区域を対象に、上乘せ補助制度を創設しました。

これは、合併処理浄化槽は下水道と比べると設置の際の初期費用が割高な傾向にあるため、合併処理浄化槽を設置した場合でも、下水道への接続の場合とほぼ同等程度の経済的負担となるよう上乘せ補助を行うことで、設置者個人の経済的負担を軽減し、早期に汚水処理施設の整備を行うことを目的としたものです。参考に今年度途中段階ですが補助申請の件数を挙げております。申請件数114件のうち50件が上乘せ対象となっております。また、汚水処理構想における目標値として、先ほど80.2%と説明しました汚水処理人口普及率を令和27年度に91%を掲げています。

次に岩国市汚水処理施設整備構想の見直しの流れについてです。見直し作業は令和2年度から着手し、岩国市下水道事業検討委員会、岩国市汚水処理施設整備構想策定委員会、岩国市環境審議会及びパブリックコメントを経たのち、令和4年4月の岩国市環境審議会の審議・答申を受けまして、前回平成27年度に策定しました岩国市汚水処理施設整備構想を見直し、新たな岩国市汚水処理施設整備構想を策定いたしました。また、令和4年7月からは、新たな岩国市汚水処理施設整備構想に住民のみなさまからのご理解をいただくべく、地元説明会を市内12箇所で行いました。

こちらが令和4年に行いました地元説明会の内容です。下水道計画区域が縮小となる地域を対象に計12回実施し、汚水処理施設整備構想の見直し内容についての説明を行い、概ねご理解をいただいております。説明会でいただいた主なご意見としては、「旧岩国市の地域はなぜ下水道の整備が遅れているのか。」、「浄化槽設置に対する上乘せ補助を早期に実施して欲しい。」等のご意見をいただいております。それぞれ回答としましては、下水道の整備については、錦川河口部は地盤が低く軟弱であることから、通常の下水道工事に比べ多くの費用等がかかるためです。また、上乘せ補助の要望につきましては先ほどご説明しました令和5年度から実施しております。また、現状の単独処理浄化槽の使用については引き続き使用できる旨を回答しております。

次に、こうした岩国市下水道の計画見直しを受け、都市計画決定の変更を行うこととなりました理由についてご説明いたします。

都市計画決定の変更理由としては2つあります。1つ目は、先ほどご説明いたしました、岩国市汚水処理施設整備構想の見直しによるものです。この構想の見直しでは、本市における下水道等の汚水処理施設の整備状況から、今後の社会情勢等に応じた効率的かつ適正な汚水処理施設の整備方針を検討

しまして、一部地域については下水道整備予定区域を縮小することとしました。それに伴いまして、都市計画下水道の排水区域も合わせて変更するものです。一例として御庄・多田・横山地区を示しております。左側が汚水処理構想における図面で、黄色で着色しております地域が縮小される区域です。右側の図面が都市計画下水道区域の図面です。丸で囲っている区域について処理構想の見直しに合わせ都市計画下水道区域についても縮小するものになります。

2つ目の理由は、下水道の計画区域と都市計画下水道排水区域との整合を図り、市内全域で考え方を統一することです。平成18年に8つの市町村が合併し、現在の岩国市となりましたが、合併以前から、各市町で下水道の整備、都市計画決定を行ってまいりました。しかし、合併前の市町で下水道施設における都市計画決定に対する取扱いの違いから、下水道計画区域と都市計画下水道区域が一致していない箇所が存在している状況です。具体的な例で説明しますと、左側の図面が周東町の現状です。青色の線で示しております都市計画下水道区域外に青色着色の下水道供用区域がある状況です。こういったそれぞれの区域が異なる現状では整備状況や整備方針が分かりにくい状態であることから、合併後初めて下水道区域の大幅な見直しを行うこの機会に「下水道の整備予定がある区域＝都市施設として下水道を定める区域」と整理することで、市民の方々にとっても分かりやすくご理解いただけるものと考えております。なお、今回の整理が今後の下水道の整備方針や市民生活に影響を及ぼすことはありません。以上が今回の都市計画の変更理由となります。

○塚本会長 ありがとうございます。この議案に入る前ということで、岩国市の下水道というものがどのような、全体の背景があって、その中でいくつかの段階があったと思いますけども、その中で今回の会議で内容にするのがどの部分か、それを変更するのはどういう理由かと、全体的な説明があったかと思います。今までのご説明につきまして疑問、ご質問等ございましたら、どなたからでも結構ですのでご発言お願いいたします。

○吉野委員 質問ですがよろしいですか。

○塚本会長 はい、どうぞ。

○吉野委員 8ページの、岩国市の下水道の現状のところですが、下水道処理人口普及率は36.8%、対して汚水処理人口普及率は80.2%、常識的に考える

と、同じような指標の数値でこんなに極端な差がなぜ出て来るのかなと、素朴な疑問です。

それと、もう1件が、12ページの、岩国市の下水道の現状における質問のあったところで、なぜ旧岩国市の地域は下水の設備が遅れているのか、この質問に対して、地盤が軟弱というところがありますけども、各処理人口普及率の全国平均を見ますと、下水も汚水も、80%以上ありますが、これだけの数値が出ている中で岩国だけが、日本全国の中で、地盤が低くて整備がしにくいということはないと思います。日本全国で色んなところがあると思いますが、全国の指標にもかかわらず、岩国が先程言ったように数値が低いのはどういった理由なのかなと、素朴な疑問を感じております。以上です。

○塚本会長 ありがとうございます。今、2件程質問があったと思いますけど、確かに、1点目についてはこの数字、パッと見ただけでは分かりにくいと思いますので、再度ですね、何に対して、何の比率かを、一旦明確にご説明いただけるとありがたいですが、よろしいでしょうか。

○事務局 分かりました。8ページのスライドになりますが、岩国市の下水道処理人口普及率、こちらにつきましては、岩国市の人口に対する下水道人口、下水道供用済区域内人口ということで36.8%となっております、その下の、汚水処理人口普及率、こちらにつきましては先程の下水道人口に加えまして、農業集落排水や合併処理浄化槽にて汚水が処理されている人口としての割合を出しているものとなりますので、合併処理浄化槽、農業集落排水の割合の方が多いことから、80.2%と数値が大きくなっております。

後程、スライドにてご説明する予定ではあるのですが、17ページで下水道の現在の計画を示しております。こちらで、下水道計画区域に対して着色しているのが供用開始済区域となります。どうしても下水道の供用開始済区域の割合が岩国市の中では少ないということで、先程ご説明しましたように、下水道人口としては割合が低く、合併処理浄化槽等で適正に処理されている川下地区、錦見地区等の人口の割合が加算されたものが、汚水処理人口普及率となりますので、その差が出ているということでもあります。

○塚本会長 今のご説明の中で、ちょっと分かりにくい、まだ分かりにくいと思われる方が多いようですので、スライドの3ページですね、こちらと関連付けて説明出来るとわかりやすくなるのではないのでしょうか。下水道人口普及率というのは、このスライドで言うと、一番外側の汚水処理区域ではなくて、下水道処理区域内人口という風になりますでしょうか。

○事務局 はい、そうです。

○武田委員 先程の 17 ページの資料を出して貰えますか。先程説明されたことは、おそらく、下水道の計画というのは、太枠で囲われたところになると思いますが、実際に施工してあるところがベタ塗してあるところだから、空白部分が多くて、ただ、この部分はまったく処理されていないわけではなくて、この空白部分のところは、合併処理浄化槽が入れてあったりして下水の処理率は上がっているけど、下水道の普及率は下がっている、そういったところが都市計画区域の中の状況であるというご説明で間違いはないですか。

○事務局 間違いありません。

○武田委員 そのため結局、下水道処理人口普及率は 30 数%だけど、汚水の処理人口普及率としては 80%近く、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○塚本会長 ありがとうございます。今のご説明でよろしかったですか。

○藤本委員 軟弱地盤についてのことがよく分かりません。

○塚本会長 まずは、1 つ目のご質問についての確認をしております。それでは、2 つ目の質問についてのご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 2 点目の岩国市の整備率が遅れている理由につきましては、明確にこうだという資料がお示し出来ない状況にはありますが、まず、岩国市の下水道が始まった経緯から申しますと、岩国駅を中心とした東地区と麻里布地区を下水道整備として一所懸命に頑張っただけでスタートしております。今でこそ、麻里布地区や東地区は雨で浸かるといった浸水の影響はなくなったのですが、当時の岩国市の主な理由としては、まず雨水の排水対策というのが緊急の課題という状況にあり、当時下水道の整備が難しいという根拠として、先程合流式と分流式という話がありましたが、合流式でスタートしております。当時の主流であった合流式でスタートしておりますので、麻里布地区の駅前や道路にしても 1 m 以上の大きな暗渠管が入っております。

要は建設費が非常に高い状況の中で、一所懸命やっけてきていることが大きな理由の 1 つになるかなと思っております。そのため、単純に大きな管を入れると、麻里布地区は家が密集したところですから、管の材料代も嵩み、仮

設費が多く割合を占めています。地下水も大体1 m50cm 前後掘れば出て来ます。地下水の止水に対する薬液注入工法や矢板の仮設等の整備に当初お金がかかっていると我々は認識しております。

その中で、全国的に合流式は建設費のコストもかかり整備率も上がらず、分流式の方が経済的で整備の進捗も進むのではないかとということで、汚水だけを考えれば、塩ビ管で150とか200、200というのは直径20cm、の管を入れていけば済む、というようになりましたので、最近の汚水の進捗率だけでいえば進んでいるのかなと思っておりますが、川下地区の整備等についてもやはり1 mちょっと掘れば地下水も出てきます。

そのため、赤線道みたいな狭いところで家に影響がないように整備することになると、材料自体は安価なものを埋めますが、隣接の管への影響等を考え、事前に家屋の調査をし、事後にも家屋の調査をして、ひびもない、単純に1 m地下水が高いので家の塀が傾くとかひびが入るとか、そういったことも懸念されますので、これは岩国市がそういった地形、三角州にあるという状況であるため、なかなか整備がしづらいというのが実情と思えます。

岩国市としても当初から、下水道事業においては整備をし、取り組んでおりまして、南岩国地区も処理場を作ってどんどん整備を進めて、そちら側では整備率は上がっているのですが、岩国市全体となると厳しい状況にあるということになるかと思われまます。以上でございます。

○塚本会長 ありがとうございます。今のご説明でよろしいでしょうか。

○吉野委員 もう1点よろしいでしょうか。

○塚本会長 はい、どうぞ。

○吉野委員 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違いが分からないのですが。

○塚本会長 では、その説明をお願いいたします。

○下水道課 今のご質問ですけれども、浄化槽には単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の2つのタイプがありまして、単独処理浄化槽は、平成13年度から製造はなくなりました。

単独処理浄化槽は、それまで主流でしたが、トイレの排水のみをきれいにするものとなります。台所や、お風呂等の排水はストレートに、最寄りの側

溝や水路に流されます。合併処理浄化槽は、すべての生活雑排水をきれいに
して、最寄りの水路や川に排出されます。

○塚本会長 ありがとうございます。今のご説明でよろしかったでしょう
か。ありがとうございます。そのほか、何かありますでしょうか。

○藤本委員 12 ページにて、先程から質問がある中で、浄化槽設置の上乗せ補
助を早期実施して欲しいとかの意見がありますが、この浄化槽は合併処理浄
化槽を想定していると思われませんが、合併処理浄化槽と公共下水道の違いと
メリット、デメリットがあれば教えていただきたいです。

○塚本会長 ありがとうございます。ご回答よろしく願いいたします。

○下水道課 合併処理浄化槽と公共下水道につきましては、処理水的には同等
程度となります。公共下水道は下水処理場を通して、合併処理浄化槽は浄化
槽を通して、すべての生活雑排水をきれいにして排水するという点が同じで
すので、これは共通するメリットです。合併処理浄化槽につきましては個人
のご自宅の敷地内で管理をしていただく、そして公共下水道については行
政、つまり下水道管理者の方で管理をするというのがそれぞれのシステムに
なっております。

○塚本会長 今のご説明でよろしいでしょうか。

○藤本委員 ということは、公共下水道はすべて税金でみていく、合併処理浄
化槽はすべて個人でみていく、ということですね。耐用年数が、合併処理
浄化槽においては約 15 年とされています。その後について、切り替えて
いくわけですが、どういう風に考えておられるのかなと思ひまして。そこ
を、お伺いします。

○下水道課 公共下水道は、個人の方に利用していただくにあたって使用料と
いうものをいただいております。この使用料のほかに受益者負担金というも
のもありまして、こちらを財源として下水道事業を運用しております。そし
て、浄化槽については、個人の所管になりますので、個人で維持管理をい
ていただいているというのが現状です。

○藤本委員 ちゃんと言ってほしいですが、実際に利用料だけで下水道運用が賄えていますか。そこが、合併処理浄化槽に切り替えたとして、下水道区域の方が、合併処理浄化槽はすべて個人でみても払う税金の額は変わるわけじゃないですね。今の利用が、下水道の利用料金で賄えているのかどうか、賄えているなら今の理屈は通りますが、賄えてなくて税金投入するとなったら合併処理浄化槽となったところの方は上乗せで税金を払うことになると思いますが違いますか。

○下水道課 そういう側面はあります。おっしゃるとおりであり、使用料だけで下水道事業が成り立っているかと言えば、それはありません。今おっしゃったとおりのこともあります。

○塚本会長 今のご回答でよろしいですか。

○藤本委員 はい、いいです。

○桑田委員 数字が気になるところがあり、まず、過去に環境審議会の記載があったと思いますが、下水道処理人口普及率、汚水処理人口普及率、県内各市の平均値しか出てないのでよく分かりませんが、低いところや高いところもあると思いますが、県内で大体どれくらいですか。

○下水道課 岩国は非常に数字が低く、13市の内、岩国市は12位となっております。県内で一番進んでいるのは和木町で99.5%です。13市で言いますと、次が下松市90.3%。次に周南市88.5%、光市81.9%、下関市79.8%、宇部市79%、防府市71.2%、山口市69.1%、山陽小野田市59.1%、長門市50.6%、萩市46.5%、美祢市36.9%、岩国市が36.8%、柳井市が32.9%という状況になっております。

○桑田委員 海沿いの町とか色々あると思いますが、今の説明で低いのはそれだけの理由じゃないような気がします。

おそらく都市構造によってエリアが違うと思います。岩国市は大きく取りすぎたのではないかと、委員会の議事録か何かには載っていましたが、広く取りすぎたから、数字的に小さくなっているという発言もありましたが、そのあたりいかがでしょうか。

○下水道課 そういったところもあると思います。昔は、下水道を整備して、どんどん都市を活性化していかななくてはいけないという考え方もあったと思います。下水道の区域を指定するのは、原則として、市街化区域とか用途がかかっているところを公共下水道で整備する方針の時期が昔はありまして、そうした考え方のもとに計画区域ができています。

○桑田委員 例えば、汚水処理人口普及率の中に合併処理浄化槽と下水道と農業集落排水が入っていますが、単独処理浄化槽は入っていないが、まだ単独処理浄化槽で処理をしている方もいて、適正に管理すれば問題ないですよということじゃないかなと思っています。単独処理浄化槽はスタートしてからそのままですよ。大きさもかなり違いますし、昔、狭いところに単独処理浄化槽を整備して合併処理浄化槽に切り替えようとしても、土地に余裕のある方は良いですが、なかなか単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えはなかなか難しいと思います。

80.2%はそんなに低くはないと思いますが、この割合は、パーセントでいうと、合併処理浄化槽はどれくらいになりますか。昔は2/3が単独で、1/3は合併処理浄化槽みたいなイメージがありましたが、今の状況をご説明いただきたいです。

○下水道課 下水道が36.8%、農業集落排水が2.8%、浄化槽が40.6%、これを併せて80.2%となっております。

○桑田委員 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の区別はないですか。

○下水道課 取ってないです。

○桑田委員 なんとなくイメージは分かりました。

○下水道課 すみません、今の浄化槽の40.6%は合併処理浄化槽のみでした。

○桑田委員 単独処理浄化槽の数字は分からないということですね。エリアの縮小を考える前に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えも考えられたと思いますが、その際メリットやエリアの縮小の意味は令和8年までにと県からの要請とかもあったので、理由は分かりますが、多方面にその説明が浸透してないのかなと思います。

審議会の発言の中で費用のことがありましたけど、設置費用が1.4倍と3倍って数字があったと思います。下水道と浄化槽を比べて、その辺りの説明をもうちょっと詳しくお聞きしていいですか。

○下水道課 検討委員会において、提言書をいただいております、その中に公共下水道と合併処理浄化槽の比較というものがあります。公共下水道の場合と合併処理浄化槽の設置費用、こちらを比較すると個人負担額で3倍ぐらいになっていることを示しております。そして1.4倍というのが維持管理の個人負担額です。

○塚本会長 すみません、内容が少し分からないことがあります、今のお話は、質疑・定義を含めてみなさんに分かりやすくしていただけますでしょうか。

費用というのが、幹線管渠とか全体事業費を含めた話なのか、それとも個人、ひとり毎の話なのか。正確に皆さんにご説明していただけますでしょうか。

○下水道課 公共下水道と合併処理浄化槽において、水洗化に伴う初期費用のうち、個人負担額に着目しますと、公共下水道の場合はまずは受益者負担金というものをいただきます。

合併処理浄化槽の場合は設置費用が必要になってきます。公共下水道と比較をした場合、合併処理浄化槽の方がおよそ3倍高くなっております。

もう1つの1.4倍の方ですけれども、維持管理費の場合は公共下水道では下水道の使用料のみとなってきます。合併処理浄化槽では、清掃とか保守点検とか、法定点検費、あと電気代などが必要になってきますが、これを比較した場合、合併処理浄化槽の方が、個人負担額がおよそ1.4倍高くなっていきます。

下水道は、使用水量に応じて利用料が大きく増減することに対しまして、合併処理浄化槽は使用状況に応じて変化することなく、基本的には一定額というところですので、維持費用については単純比較するのは難しいですが、大体1.4倍くらいとさせていただきます。

○塚本会長 ありがとうございます。質問に対する回答としては今の内容でよろしいでしょうか。

いずれにしても、今の個人の負担額は、非常に人口が密集しているところに管を通すのと、バラバラしているところで管を通すのでは、当然、効果や効率も含めて変わってくるので、下水道事業という意味でいえば、幹線

管渠を長く伸ばした方がいいことや、処理場の能力を計算すると足りなかったといった話も当然検討された上での構想の変更だと思われますので、今のご報告についてはここで議論するというよりは、そういうことがあった前提で今日の議案があるということだと思います。

○藤本委員 いいですか。

○塚本会長 どうぞ。

○藤本委員 今回のこの計画についてですが、そこまで議論して計画が作られていないということだと思います。負担額含め、一般質問の答弁でその辺りは後程決めていきますということで終わっているのですべてが議論で終わった後の計画がここにきているとは、私は思えていません。だから料金についても、生活する個人の負担がどうなるのかは、とても肝心になってくると思います。ですから、そこら辺をやっぱり委員の皆さんにもしっかり分かった上で審議していただきたいと思います。

○塚本会長 ありがとうございます。そういった位置付けもあるということをお聞きいただいたうえでの議論にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○武田委員 そういう意味ではですね、15 ページで話を聞きましたけども、この中で、下線引きのところの今後の下水道の整備方針に影響することはないというのはそうだと思いますが、この次の、市民生活に影響を及ぼすものではありません。というのは、個人負担に影響がある話ですので、市民生活には影響があると思います。

○塚本会長 すみません、その辺りについて事務局の方で分かりましたらお教えてください。

○事務局 15 ページのご指摘の内容についてですが、記載してある内容については、下水道整備の順番について、早くなったり遅くなったりするということがないという意味合いで、市民生活に影響を及ぼすものはないという表現をさせていただいています。整備の順番が、早くなるとか遅くなるとかではなく、といったところで表現をしておりますので、金銭的などところの意味

合いは込めておりませんでしたので、その点につきましては申し訳ありませんでした。

○塚本会長 今のご説明でよろしいでしょうか。

○武田委員 よろしくはないですが、市民がこの資料を見た際、その誤解がないようにしていただきたいです。一部のところを切り取って、計画の進捗については影響があるのであれば適切な表現に直して貰わないと、市民生活に影響があることであれば市民の生活にとって一番関わりがあり、大事な話だと思います。

○事務局 はい、その点につきましては表現を、正確な表現に修正します。誤解のないように気を付けます。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。

○桑田委員 先程提言の話が出たので少しお聞きしたいのですが、提言の中で、当然エリアの縮小についても提言をされていました。ただ、それだけではなくて、地域の理解を得て、上乘せ支援、経済負担の軽減策等についても提言がありました。また、岩国市の効率的な運営についての提言も文末にありましたが、個人負担の曖昧な表現は控えましょうというお話があり、その住民の理解に基づいて、こういう審議を行い、構想が立てられる審議をするわけですから、個人の問題ではなく、この構想に対する、向き合う姿勢として、非常に重要だと思います。

岩国市が過去に計画を立てて、私は10年くらい前に一般質問しましたが、保津処理区があり、そこは今回外れていますが、保津処理区は尾津に管を繋ぐことになっていて、その人たちは岩国市の計画に期待をし、信頼して様々な活動されるわけですけれども、いい加減な形の説明をして文字で残して欲しくないなと思います。この辺は、少し意味もありましたので、該当するところ見ると、どうなのかなと思いますので少し一言言わせていただきました。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。いろいろご意見もいただいておりますけれども、全体の流れとして言いますと、今回この場が、下水道整備構想における汚水処理施設整備構想の見直しの是非についてではなく、クールな言い方をしてしまうと、その整備構想の見直し結果に基づいて都市計画の

変更をどのようにするか、という場でございますので、そこについては色々経緯をご説明して、ご意見をいただいたと思いますけど、その上でよろしければこの都市計画の見直しの内容について入っていきたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○藤本委員 その前に1ついいですか。

○塚本会長 どうぞ。

○藤本委員 今会長から言われましたけど、実際にこれで都市計画を見直して都市計画を変更することになると、他のところで新たに下水道整備をして欲しい等の要望があっても区域に入っていないためできませんという話になると思います。

例えば、今回の岩国市汚水処理施設整備構想の見直しで下水道計画区域が見直されました、それに応じて都市計画の下水道区域を見直しました。でも都市計画下水道の区域内じゃなくて、区域の境界線のすぐ側まで下水道の管がきているから繋ぎたい、でも区域外だから繋げないって話もあると思います。そうなってくると、要望が我々議員までできますけど、まとまって来られて署名まで出された場合は、この都市計画関係なく下水道整備は行っていただけますでしょうか。この都市計画の変更後は、区域外ではもう下水道事業を一切しませんよという話なのか、そこは明確にしていきたいです。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。かなり心配なされていますので、もし今の時点でご説明できるようであればお願いいたします。

○事務局 今の委員のお話は、要はこの形に下水道区域が整備されて、その外について整備できなくなってしまうかということだと思うのですが、都市計画法に位置付けることは、都市施設としての下水道が都市づくりとして、必要な施設という観点で、都市施設として都市計画を定めるということになります。また、下水道の観点は下水道法がありまして、リンクはしていますが、都市計画法があり、下水道法があるため、都市計画施設としてその法の中に下水道施設が謳われています。その下水道施設の管理及び運用していくのが下水道法ですから、ある意味で関係しています。その下水道法が、都市環境の重要な役割を担うというところにいたのが、汚水の処理という議論で、その方法が公共下水道であったり、農業集落排水であったり、合併処理浄化槽という議論になって、環境保全の関係に少し偏りますが、衛生面の環

境保全という観点で意味合いも深いところもございますので、その観点で極端に言えば、そういったところの観点もあるということです。

○武田委員 結局のところできるのか、できないのか教えていただきたいです。

○事務局 可能性としてできないわけではないです。

○藤本委員 言ってしまうと、そういう理屈もあるでしょうけど、実際に都市計画区域が定められているところで、下水道がないというのは、都市計画区域内で、高い税金を払っても恩恵がないと思います。他の人は公共下水道があっても、縮小することによって、縮小したところは税金を払わないのであればいいですが、税金は徴収し、都市施設にあたる下水道は作らず、合併処理浄化槽にしてくださいというのはいかがなものなのかと思います。

例えば、今回合併処理浄化槽に切り替え、対象となる方の費用をすべて市が負担することならば納得はすると思います。しかし、費用は各個人で負担して区域は縮小し、でも税金は変わらず徴収します。というのは、すごい話ですよね。そのうえで、計画の見直しをされると言われますが、その内容が伴うかどうかあやふやな答えでは、すこし怖いですよ。

○事務局 すみません、途切れ途切れな格好になってしまっていて申し訳ありませんが、最終的にこういう施策を下水道部局で行っていきます。

委員ご指摘のことは、今後の下水道整備、特にその維持管理費等含めてできており、予算は別途どちらもあるところですが、土地利用も5年10年経過する中で変わっていきます。したがって、都市計画の決定も、概ね5年から10年を目安に、見直しなり、精査していきます。

○藤本委員 見直しをするのも分かりますが、下水道工事はできるのか、できないのか教えてください。

○事務局 都市計画の観点から言うと、下水道工事となると今度は所管の下水道課の方に、回答をお願いいたします。

○藤本委員 結局、たらいまわしになっています。

○塚本会長 申し訳ありませんが、一般の市民のみなさんもいらっしゃいますので、もしよろしければ、そういった立場からのご質問等があれば、そちらの方ちょっと聞かせていただいて、もしないようであれば次に進めたいと思います。会長の権限で、そのように進めさせていただいてもよろしいですか。時間も限られておりますので、もしよろしければ、今ご発言をいただいた委員以外のみなさまで、もしこの段階で聞いておきたいということがあれば、お願いしてよろしいでしょうか。

○高澤委員 費用の負担の件で色々あったと思いますが、ここで縮小するエリアは既存の下水道が通っていないエリアを縮小するというところでよろしいですか？

○事務局 そうです。

○高澤委員 つまり、今、既存の縮小するエリアに住んでいる方はすぐなにか負担が増えるわけではないということだと思います。将来的に、そのエリアが縮小されて対象外になることで被る負担や損をすることは、将来的に下水道が通る可能性というのがなくなってしまい、ずっと浄化槽で続けなければならない、ということではよろしいでしょうか。

縮小するエリアを見て、大部分は既存の下水道が通っているところから大きく離れたところが対象外になることだと思います。計画の変更というのが、何年かおきに進めていくことであれば、もし下水道の整備が進んでいき、市民の方から自分のところも通して欲しいという要望があったら、その都度、都市計画のエリアというのを審議して、設定される可能性があるということですか。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。今のご質問について、正確な情報がありましたらお願いいたします。

○事務局 考え方として、出来ないということではございません。

下水道部局の最上位計画として汚水処理構想が基盤として、今の整理になっています。しかし、都市計画審議会の中で考え方を述べるのが今返すべき答えなのかなと思っていまして、今委員が言われることは区域から外れたところという認識ですが、それが将来に渡って、個別の取り込みは都市計画の考え方としては可能という括りとしてあります。

○藤本委員 都市計画区域外はできますか。

○事務局 下水道区域を都市計画決定したからといって、それ以外の整備を絶対行っただけいけないという考え方ではないです。そこは先程、私の説明も悪かったのですが、将来指針を決めたら整備が出来ないという読み取りにはなりませんよということを、お伝えしたかったのです。そのため、都市計画の大きなスパンで土地利用の動向を見るという観点から、これから5年10年経過して、土地利用も変わってきた時に、都市計画区域外の下水道整備も必要になってくるという可能性はあります。周東町にザ・ビッグがあります。ザ・ビッグができた後に用途の変更が行われています。それ以前は用途無指定地域でしたので、そういった影響を受けて、市民の力で、土地利用の動向は変わってきます。

○藤本委員 部長に話を聞きたいのですが、元担当でしたよね。都市計画下水道の区域外でも整備はできるのか、できないのか教えてください。

○塚本会長 すみません、今のご質問は、この前半の説明に対するご質問でしょうか。それとも、別の話になりますでしょうか。

○事務局 この場として都市計画を変更するということのみご審議をいただく場ですので、今言われることについては個別に、今のこのお時間以外にまたお時間のある時に、対応させていただければと思います。

○事務局 当時私も建設部長として本会議等で答弁させていただいたことを覚えております。まず、身近な汚水を処理するとなると、公共下水道になりますが、汚水の処理方法につきましては農業集落排水や合併処理浄化槽もございます。公共下水道の区域の縮小対象者の方の合併処理浄化槽設置時の初期費用につきましては、通常の補助金に上乗せ補助を行う形で対応しております。維持管理費につきましては下水道の使用料と、合併処理浄化槽の維持管理費を比較するのは難しいですが、2～3人世帯の槽であれば1.4倍程度の開きが以前からあります。そして、4～5人の槽であれば同等になりますが、一般的には今は核家族が多いので、1.4倍の費用の差で見積もっております。以前から議会でもご指摘いただいておりますように、農業集落排水であろうと、合併処理浄化槽であろうと、つまり、環境部であろうと農林水産部であろうと横断的に、検討していきますとお話しはしてありますが、確かに、今もどのようにして、維持管理費をなるべく均等にしていけるのか将来に

渡ってずっと適切な汚水処理をしていくためにも、検討を続けているということだけは申し上げさせていただきます。もう1件、下水道区域外での工事ができるのか、できないのか、こちらについては、下水道部局が法令に則って、その場所で下水道が必要であると判断されることがあれば計画を見直すこともあると思われます。そのため、都市計画部門としてはそれに沿った形で、都市計画の変更も将来的にはやっていかないとはいえないと考えています。今回の変更内容につきましては、あくまでも現在の汚水処理をする、公共下水道ですから、担当部局の下水道課に方針を示された箇所についての都市計画下水道区域の縮小で、今後も計画が変更されれば、都市計画部門としても整合を取っていかねばならないと思っておりますので、今回の変更内容につきましてもご理解いただけたらと思います。まずは汚水処理については、委員も言われましたように、市民の生活に関わることで私らはそれを預かっておりますので、今後とも、横断的に連携を取りながら、こういったバランスを取るのか、バランスという言い方が適切かは分かりませんが、皆様に、適正な汚水処理方法にしていただければという考えは、これはもうずっと考えていることですので、部署が違うところについてはあまり違うことを言えないところですが、委員のおっしゃることはそのように考えております。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。かなり時間も経っております。もし他のご意見・ご発言がないようでしたら、先に進ませていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○武田委員 1点だけ確認します。

○塚本会長 どうぞ。

○武田委員 先程高澤委員が言われましたが、藤本委員の質問と少し重複している部分があり、要は今、今回都市計画を変更した後に、都市計画を見直せば下水の問題は対応出来るという意味合いでよろしいですか。できないことはないという意味が、都市計画を変更すればできるという意味で解釈してよろしいでしょうか。

○事務局 都市計画は絶対という意味合いではありません。

- 武田委員 変更しなくても出来るのか、それとも、高澤委員が言われるとおり、計画の見直しをすれば出来るという意味なのかそのニュアンスを確認したいです。
- 事務局 そこは連携を取って、齟齬のない様に、都市計画を変えて、下水道が整備するというふうに連携を図りたいと考えています。
- 塚本会長 それでは、後半の説明の後で、もしご不明な点があればお聞きいただきということで、説明の方を先に進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 事務局 それでは、16 ページから説明の方、再開させていただきます。議案第 54 号、岩国都市計画下水道 岩国市公共下水道の変更内容についてご説明させていただきます。
- こちらが、岩国都市計画区域における岩国市公共下水道の内容です。岩国都市計画における下水道計画は、昭和 33 年に麻里布町周辺地域の約 168ha が排水区域として計画決定されたことにはじまり、その後、下水道事業の進捗に合わせ、随時、排水区域が拡大されてきました。
- 現在の区域ですが、青色で囲った区域が装束町から御庄地区を処理する一文字処理区の約 906ha、ピンクで囲われた区域が川下地区から横山、黒磯町地区までを処理する尾津処理区の約 1,154ha となり、区域の合計面積は約 2,060ha です。また、色で塗りつぶしてある区域が令和 5 年 3 月末時点での供用開始済区域で一文字処理区が約 385ha、尾津処理区が約 264ha、合計約 649ha となっております。
- 次に今回の変更内容と変更後の区域図についてです。変更内容としては汚水区域の縮小・追加、多田と御庄の汚水中継ポンプ場の計画廃止、雨水区域の追加となります。汚水・雨水区域の変更の詳細は 19 ページ以降でご説明します。変更後の区域図については平田地区で区域の追加があります。
- それでは汚水区域についての詳細説明をさせていただきます。先ほど説明しましたが今回の変更では、汚水の排水区域の縮小・追加を行い、区域の縮小に伴い、2つの汚水中継ポンプ場の計画を廃止します。図面では汚水排水区域の変更箇所について、区域が縮小となる地域をオレンジ色、区域が追加となる地域を赤で色分けしております。オレンジ色で着色している、御庄、多田、関戸、横山、川西、南岩国町、藤生町、黒磯町の 9つの地域の汚水排水区域が縮小されます。なお、御庄地区、多田地区の縮小に伴い、それぞれの地区で計画しておりました御庄、多田の各汚水中継ポンプ場も廃止となり

ます。また、赤で着色している平田の一部が新たに都市計画下水道として追加する区域となり、緑で着色している区域につきましては、今回変更はありません。なお、地名の末尾に記載しております数字は変更理由を表しております。例えば御庄地区の縮小理由については①汚水処理施設整備構想の見直しによる区域縮小であり、平田地区の追加理由については②計画区域の整合を図るものとなります。変更する区域の詳細図面につきましては別紙にてまとめておりますのでご確認ください。

今回の変更により一文字処理区では 906ha が 742ha に、尾津処理区では 1,154ha が 938ha に縮小されます。なお、一文字処理区の室の木町一丁目の未整備区域では合流式区域となっておりますが、今後の整備に合わせ分流式区域に変更するものです。

次に、雨水排水区域の詳細説明をさせていただきます。雨水区域については平田地区において変更理由②計画区域の整合を図るものによる区域の追加約 4ha があります。今回、一文字処理区内で処理方法を分流式に変更した区域がありますが、全体区域に影響はありませんので一文字処理区は約 906ha と変更はありません。尾津処理区については、平田地区の追加により 4ha 増え約 1,158ha となります。

続いて、議案第 55 号、岩国南都市計画下水道 岩国市公共下水道の説明をさせていただきます。

岩国南都市計画下水道のうち、由宇町の岩国市公共下水道についてご説明いたします。由宇町の下水道計画は、平成 12 年 9 月 11 日に合併前の由宇町公共下水道として都市計画決定され、合併後の平成 25 年 6 月 25 日の都市計画変更により、岩国南都市計画 岩国市公共下水道として名称を改めています。現在の排水区域は約 136ha で、令和 5 年 3 月末時点で約 103ha が供用開始済となっております。図面中、水色で塗りつぶしてある部分が、供用開始済の区域となります。

次に今回の変更内容と変更後の区域図についてです。変更内容としては汚水区域の縮小・追加、雨水区域の追加となります。汚水・雨水区域の変更の詳細は 24 ページ以降でご説明いたします。変更後の区域図については西 1 丁目で区域の追加があります。

それでは汚水区域についての変更内容、区域の縮小・追加についての詳細説明です。汚水処理構想の見直しにより、図面上のオレンジ色で着色された地域で汚水排水区域が縮小されます。また、西一丁目の一部地域のみ、計画区域との整合を図るため、区域が追加となります。今回の変更により由宇町の排水区域は約 136ha が約 123ha に縮小されます。

次に、雨水排水区域の変更内容です。雨水区域は西一丁目の一部地域において、計画区域との整合を図るため、区域が追加となります。追加面積が0.2haのため、四捨五入の関係で都市計画決定の面積は約136haとなります。

最後に、議案第56号 岩国南都市計画下水道 岩国市流域関連公共下水道についてご説明いたします。

玖珂町、周東町の岩国市流域関連公共下水道は、昭和58年10月11日に、合併前の玖珂町流域関連公共下水道、周東町流域関連公共下水道としてそれぞれ都市計画決定され、合併後の平成25年6月25日の都市計画変更により、岩国南都市計画 岩国市流域関連公共下水道として名称を改め、統合されています。現在の区域面積は約633ha、供用開始済区域は約542haです。

次に今回の変更内容と変更後の区域図についてです。変更内容としては汚水区域の縮小・追加、雨水区域の追加です。汚水・雨水区域の変更の詳細は29ページ、30ページでご説明します。変更後の区域図については図面赤線の箇所区域の追加があります。

それでは汚水区域についての変更内容、区域の縮小・追加についての詳細説明です。汚水処理構想の見直しにより、図面上のオレンジ色で着色された地域で汚水排水区域が縮小されます。また、赤色で着色された区域につきましては計画区域との整合を図るため、区域の追加をする箇所が多くなっております。今回の変更により排水区域は633haが660haに拡大されます。

次に雨水排水区域の変更内容、区域の追加です。追加する箇所については汚水区域と同様ですが、②計画区域との整合を図るものにより追加箇所が多くなっております。

以上が、今回の都市計画下水道の変更内容となります。最後に、都市計画変更の流れと今後の手続きについて説明させていただきます。

今回の都市計画変更の手続きについて、変更素案の閲覧を、令和5年10月2日から30日までの29日間、都市計画課窓口及びホームページにて行っております。閲覧期間中の10月8日には岩国市民文化会館にて住民説明会を開催しました。なお、閲覧期間中に公述の申し出はありませんでしたので公聴会は開催していません。次に、11月17日から30日の14日間、変更案に関する縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。そして本日が、岩国市都市計画審議会となります。ご承認いただけましたら、山口県知事への協議を経た後、令和6年2月中の変更決定を予定しています。

以上で、3つの都市計画の変更に関する議案説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。かなり説明していただきましたが、確認しておきたいことが1つありまして、今回の変更では汚水を処理する区域は縮小されているけど、雨水の方は縮小されておらず全体としての面積は減っていないという理解でよろしいでしょうか。汚水と雨水で対象となる箇所は異なるが、計画全体としては雨水の方で決められているという理解でよろしいですか。

○武田委員 雨水の縮小はないですか。

○塚本会長 縮小の話ではなくて、どっちで決めているかということです。それともう1つ、説明の中で、計画の整合を取るためということで細かな部分が今回変更となっておりますが、例えば具体的に、どういう状況で合わせたのか、もし分かれば皆さんイメージが沸きやすくなるのではないかと思いますので、具体的な事例の説明は可能でしょうか。

○事務局 はい。区域の詳細についてですが、先程15ページにおいて、区域の整合を図るという理由のところの説明をしたスライドを上げさせていただいております。

現状につきましては、周東町の例で申し上げますと、都市計画決定区域の外に、既に整備されている下水道の区域がありますので、都市計画決定区域との整合を図れていない状況で、対外的にも分かりづらいものとなっておりますので、今回の変更につきましては、整備済の区域につきましては都市計画の区域に追加するという内容を考えております。

赤い線が、今回の追加する区域となって、都市計画区域に整備済み区域等が追加されます。用途地域の線では、増やしておりません。赤い線の辺りは用途の貼られていない地域になりますが、都市計画の下水道としては指定される区域となります。

○藤本委員 白地ですか。

○事務局 図面で説明しております、こちらの地域につきましては、用途は貼られていないところとなります。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。今のような質問をさせていただき
ましたけれども、皆さんの方でご質問なりご意見がありましたらお願いいた
します。

○桑田委員 議案 54 号にて、川西エリア、こちらは立地適正化計画では居住
誘導区域に指定されています。居住を進めましょうというエリアなのに、汚
水排水区域からは外れています。縮小対象区域として、この変更は立地適正
化計画との整合が図られているのかを説明していただけますか。

○塚本会長 よろしいでしょうか。お願いします。

○事務局 立地適正化計画において、川西については居住誘導区域となってお
ります。立地適正化計画策定の目的として、都市機能の維持をしていきたい
ことが趣旨になります。人が減り、人が減るから買い物客が減り、お店が潰
れてしまいます。そして、潰れるとまちが廃れるという具合で、都市のスポ
ンジ化を防ぐために、居住誘導区域の中心部に都市機能誘導区域というもの
を設けております。川西につきましては、下水道のない地域ではあります
が、汚水をきれいにするという観点で、今後川西での居住を選択するのであ
れば合併処理浄化槽を用いていただくようになろうかと思えます。

○桑田委員 必ずしも、立地適正化計画とは整合は取れてないということです
ね。

○事務局 立地適正化計画において川西は生活拠点というところで、拠点では
一番に中心拠点として岩国駅前、麻里布周辺、次に重要視しているのを地区
拠点といたしまして、旧市内は岩国地区、川下地区、南岩国地区、岩国南都市
計画区域では由宇、玖珂、周東の中心部分を地区拠点と位置付けていまし
て、下水道はそのまま整備していこうという考えになっています。

○桑田委員 立地適正化計画において居住誘導区域は「ここに住んでくださ
い」と居住を推奨する地域であり、その区域の中でも下水道が入っていない地
域があるということですか。

○事務局 入っていない部分も、結果としてはあります。

○桑田委員 例えば由宇の千鳥ヶ丘もですが、しっかり人が住んでいる地域でも下水道区域の縮小をされるということですが、立地適正化計画のイメージでは災害等で危険なエリアは居住誘導区域から外す認識はありますが、必ずしもそれだけではない、別の尺度があるということですね。

○事務局 策定時の要件として、下水道整備とほかの点数方式を設けています。そのため、下水道を整備しないからといってそこを外すという設定にはしておりません。

○塚本会長 よろしいでしょうか。

○藤本委員 19 ページで縮小する区域の色分けがあり、桑田委員の質問内容と被りますが、これはどういった基準で、縮小区域の対象になるのでしょうか。桑田委員は川西を一例として上げられましたが、横山地区や御庄の辺りは岩国市内でも唯一人口が増えている地域であり、そこも外していくことはどういう基準なのかなと思っています。

○塚本会長 すみません、質疑の最中ですが、時間がかかり過ぎておりますので、所用で退席されたい方がいらっしゃいましたら、申し訳ありませんが不手際で少し伸びておりますので退席いただいて結構です。

○下水道課 今言われました川西や横山は、尾津処理区というところに該当しており、岩国南せせらぎセンターという尾津沖の浄化センターで処理するところになっておりました。

川西と横山については、尾津処理区の最上流区域にあたりまして、下水道整備を完了するには50年以上要する地域ですので、そういった地域は、今回の区域の見直しの対象ということにさせていただいたところです。

○藤本委員 つまりは物理的に難しいという話でいいですか。実際に今、錦帯橋を世界遺産に向けて色々やっている中、橋を渡った先は浄化槽であり、花見をしていても臭いはあると思います。今回汚水処理区域の対象外になった地域の下水道整備はもう無理ということ認識でよろしいですか。

○下水道課 下水道整備ということになると、どうしても下流域の方から整備しますので、横山・川西地区の下水道につきましては、そのようになります。

- 塚本会長 ご回答ありがとうございます。そのほか意見はございますでしょうか。
- 長岡委員 12 ページを見ると、下水道の現状で説明会がされています。御庄・藤河は結構参加者が多く、一番は通津が多いですが、縮小するところでは理解が得られているのかどうかというのがずっと気になっているのですが、どうでしょうか。
- 塚本会長 そうしたら、ご回答いただけますでしょうか。
- 下水道課 はい。今の御庄地区でも話をさせていただきましたが、いろいろ、ご不満やご指摘等含めて整備が進んでいないというお叱りも受けました。御庄は一文字処理区になりますが、処理場が新港町にありますので、どうしても御庄もその一文字処理区の最上流になるので、現在整備しているのは室の木町近辺ですので、先程の横山等と同様に、御庄まで整備するとすれば50年以上先になります。その事情等をきちんとご説明して、合併処理浄化槽に転換していただきたいですという話をさせていただきました。
- 長岡委員 御庄まで下水道を整備するのは難しいということで、なかなか、理解はされてないと思いますけど、最初にあった個人負担額ですが、維持管理費が1.4倍、経費が3倍、この辺については市の都合という大変失礼な言い方かもしれませんが、下水道を合併処理浄化槽に推奨すると10ページに記載されていますけど、この辺については、何かお考えがありますか。
- 塚本会長 前半の質疑応答部分で今の議論について一応説明いただいて、その上で後半は全体計画に伴って都市計画区域をどのように変更するかということについて、何かありますか、という議論に移っているのですが、今のご質問は前提条件の話に戻っています。この指摘は失礼にあたりますでしょうか。この質問について、市として既に整理されているということであればご説明いただき、都市計画についての議論に戻りたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 下水道課 御庄等の今回見直しをさせていただいた地域については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、汲み取りから合併処理浄化槽への転換、初期費用にかかる部分については環境政策課から従来の補助金が出ていますが、それにプラスして上乗せ補助を行うと、先程説明させていただきました。

した。この結果、公共下水道で接続される方の個人負担額と、合併処理浄化槽へ転換される方の費用が同額程度になることも、ご説明させていただいています。

○塚本会長 そのほか、何かございますでしょうか。

○藤本委員 色付けについて、縮小と、現行に合わせるのと縮小だけが今回の色付けで載っていますが、また今議論じゃないと言われるかもしれませんが、実際に、用途地域が貼っていると地域でもずっと下水道が来てないところ、下水道計画区域に入れて貰えてない地域っていうのが、あると思います。そういったところは、やっぱり、そのままということでしょうか。ずっと、都市計画の中で用途地域になっていたとしても、ずっと下水道区域から外れたところは、今回の増やす増やさないという対象にも、かかってないと思います。

○下水道課 少しいの外れかもしれませんが、今回拡大するところとか、これについては、元々合併する前に周東町、玖珂町で「ここは下水道で整備する」と決められたところなので、そのままというかたちですが、ただ、都市計画の方の位置付けが、合併したところで考え方が異なっているので、今回の大きな見直しと合わせて、公共下水道で整備するところは、都市計画下水道排水区域に入れることにしました。

周東町は元々、用途地域が設定されていても設定されていなくても、下水道で整備する地域については、都市計画下水道区域としています。その方式で今回、市全体で、下水道で整備するところは都市計画下水道の排水区域にするという考え方に統一しました。

用途地域や用途無指定地域等に関係なく、公共下水道で整備をするところは、都市計画下水道排水区域にするというかたちにさせていただきたいと思っております。

○塚本会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○藤本委員 良くはないですが、しょうがないです。

○塚本会長 ありがとうございます。その他のご質問、ご意見等ありましたら、いただきたいと思えます。

○桑田委員 縮小が前提ですので、縮小するにあたり、住民理解というのがあつての構想だと思いますので、やっぱり住民理解はこの審議にそぐわないのではなく大前提だと思います。それで住民のこと、住民理解のことを言います。今まで、特に今の担当の方もそうですが、粛々と一生懸命頑張っておられるということはお聞きしています。お聞きはしておりますが、ずっと、あまり整備が進まず、関心が薄くなってきたのかは分かりませんが、都市施設である以上、下水道は本当に重要なインフラであると思います。本当に今の職員さんは一生懸命頑張っていると思います。ただ、何分、何十年前の話で、今は追いつけていく段階なので、本当にしんどい思いをされているのだと思います。その辺りは理解しているのですが、先程、他の審議会での発言だったと思うのですが、令和8年度末までという1つの区切りがあるように聞いており、目標が、汚水処理人口から、下水道処理人口に指標が変わって、新たな指標が、処理人口の何%を目指すようにという動きがあるから、こういう風に議論になっているのだと思います。納得するために、その辺りの経緯だけでも教えていただけますか。

○塚本会長 よろしいですか。

○下水道課 今回の見直しは平成27年度構想の見直しになります。見直しの検討に入る当初、国からは令和8年度末までに、県全体で汚水処理施設を概成せよとの指導がありました。ここで言う「概成」とは汚水処理人口普及率が95%以上となることを指しますが、この95%の達成の可能性について、県から各市町へ検討を求める通達がありました。

県が各市町の状況をまとめた結果、県全体で汚水処理人口普及率95%の達成は困難となり、これを受けて、国からは汚水処理人口普及率ではなく、下水道整備進捗率の指標を持って、95%達成するようにと、あらためて県に指導があったと聞いています。その結果、新たな目標値として、岩国市は令和8年度末までに下水道整備進捗率85.9%を目指すこととなりましたが、こちらも検討した結果、54.7%という数値になり、県が掲げた目標値に追いつくことが困難であったという背景があります。

しかし、その検討に当たっては、将来的にどのように下水道を整備していくのが岩国市にとって最適であるかを前提とし、この地域は下水道を整備すべきだろう、或いは下水道の整備に時間がかかるから、この地域は浄化槽でといったことを踏まえながら、54.7%という数値を導き出しました。

当然、立地適正化計画等も踏まえて検討しており、合併処理浄化槽の普及率や地域の特性、そして下水道の整備期間なども考慮しながら、実現可能な目標値として設定をさせていただいたという流れです。

○塚本会長 すみませんが、お願いした内容から少し、逸脱という失礼ですけども、そういう感じで話が動いておりますので、もしよろしければ、特にご不明な点がありましたら、個別にご説明いただく等して理解していただければと思います。

今の内容はシナリオにない話ですので、非常に申し訳ないですが、多分、この議論の前提としてあるのは、下水道の基としての計画があり、それについて法的にも手続き的にも一定の成果を得た上で、それを都市計画の側でどのように整合を取っていくか、都市計画に落とし込んでいくか、という流れだろうと思いますので、その辺りが、多分今の議論の中で、上手く説明されておらず、特に、行政以外の方にとってみれば、よく分からない議論が続いて来たと思われまますので、今回は仕方ないと思いますが、順番として、今はどのような状況で、何がどこまでできていて、その結果この審議会の中で何を議論していただくのかという辺りを、ぜひぜひ整理していただいたうえで、当審議会でご審議していただくようお願いできればと思います。

前提条件の前の部分の議論で相当時間を費やしてしまったということは、会長の不手際ということで非常に申し訳なく思っておりますが、この審議会としての議論にご協力いただければということをお願いいたします。申し訳ありませんが、次の議論もあるという風にお聞きしておりますので、現段階で、提案されておりますこの議案について、どのようにするかを話していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○塚本会長 それでは、この度付議されました、議案第 54 号、55 号、56 号について、原案通り可決決定するという風なことにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○塚本会長 はい、ありがとうございます。では、そのような形で、市長に答申するというにさせていただきたいと思っております。ここで都市計画下水道にかかる議案は終了いたしました。下水道課の方はご苦労様でした。ここでご退席されます。

○事務局 それでは、報告第 18 号 岩国市立地適正化計画の改定について説明させていただきます。

本計画の改定につきましては、前々回昨年 7 月に開催しました都市計画審議会においてご説明させていただきましたが、現在、学識等から構成される「岩国市立地適正化推進協議会」において議論しながら進めており、本日は昨年 11 月 6 日に実施いたしました、第 2 回協議会の報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本計画の改定についての都市計画審議会への報告は今回で 2 回目となりますが、1 回目から期間が空いていることから、はじめに計画の内容、改定の主旨等についてご説明いたします。本計画は、「岩国都市計画区域」「岩国南都市計画区域」を対象に、各地区に拠点を設定し、その拠点間を公共交通のネットワークを結び、「コンパクトシティ」の実現に向けて令和 2 年に策定した計画です。なお、本計画は、緩やかな誘導によるまちづくりを目指していることから、目標年次を 20 年後の 2040 年、令和 22 年としております。

次に、具体的に計画で定めた事項です。本計画では都市計画区域内の市街化区域・非線引き用途地域内に、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるよう「居住を誘導する区域」を設定し、さらにその中に「都市機能を誘導する施設」、医療・福祉・商業等の施設ですが、区域を設定し、都市機能をもつ誘導施設および居住の集約を目指すものになります。

次に改定理由についてですが、2 点ございます。

1 点目は、「都市再生特別措置法」が令和 2 年 9 月に改正され、「居住誘導区域」内にある災害リスクに対する防災・安全対策を定めた「防災指針」を定めることが求められたことです。

2 点目は、策定から「5 年ごとの定期見直し」を行うものです。

2 点目の定期見直しに関しましては、策定から日が浅く、社会基盤やインフラといった都市構造等に大きな変動はないことから、時点修正のような形になり、今回の改定の主なものとしては 1 点目の防災指針の策定となります。

ここまで前回報告の振り返りや法改正による防災指針の策定経緯についてご説明いたしましたが、立地適正化計画の現計画と改定後をまとめますと、現計画では、持続可能なまちづくり、集約型都市構造のため、各地域の将来の人口密度や商業施設の立地、公共交通へのアクセス性や安全性を加味した

居住誘導区域をし、住民の居住地選択に対する働きかけにより将来にわたり緩やかに居住を誘導し、コンパクトシティの実現に繋げるものとなります。

今回の防災指針の策定、計画の改定については、現計画の利便性や快適性の観点から示した居住誘導区域に、災害リスク情報を加え、安全性の観点からも、この区域を住民から居住地として選んでもらえるよう、周知を図るとともに、防災減災にかかる実施施策を実行していくことで住民の集約を図るものとなります。

今回の改定により、災害リスクを考慮した計画へバージョンアップしていくことで、従来の商業施設や公共交通等が確保された日常生活に便利な区域だけでなく、災害の危険性等を踏まえた居住誘導区域を整理することで、より安全安心な居住地の選択肢に繋がるものと認識しております。

以上、簡単ではございますが、前回のおさらいとなります。

それでは、今回の報告内容、第2回協議会の説明に移りたいと思います。

11月6日に行いました第2回の協議会において、防災・減災上の課題の分析、評価結果、防災まちづくりの将来像、防災まちづくりの取組方針、具体的な取組を「防災指針：骨子案」という形で協議いたしました。

本日は協議会の内容について要所を整理して報告いたします。

最初に、「防災指針とは」ですが、制度成立の背景としては、先ほどご説明させていただきましたので詳細は割愛させていただきますが、国の動向により背景に加え、近年の本市における災害状況を追記し、本市においても指針の必要性の高いものであることを明確にしております。

こちらは、防災指針の対象となる区域を図示しており、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」を対象に防災・減災対策を公表するものになります。「防災指針の基本的な考え方」ですが、防災指針においては、各種災害リスクから抽出される課題に対し、「リスクを回避させる施策」を示すのか、又は「リスクを低減させる施策」を示すものになります。

「リスクを回避させる施策」とは、災害リスクの高いエリアでの建築行為の規制や、安全な区域への移転促進、居住誘導区域からの除外というものになります。「リスクを低減させる施策」とは、各種ハード対策や災害啓発といったソフト対策となり、その施策そのもので災害リスクを除却することはできませんが、災害リスクを低減させることや市民の命を守るための行動に寄与するものとなります。この2つの施策を総合的に組み合わせ、計画的かつ着実な防災・減災対策に取り組むこととなります。

続いて、「防災指針の検討手順」についてです。手順といたしましては、最初に洪水・土砂・高潮・地震災害等の各種ハザード情報の収集・整理を行い、指定緊急避難場所、公共施設等の整理を踏まえ、災害リスクの課題をよ

り細かく抽出するため、小学校区単位で災害リスクの重ね図を作成し、災害リスクの高い地域を抽出しました。抽出された課題に対する取り組みとして、リスクを回避させることができるのか、低減させることができるのかといった検討を行い、取組施策・スケジュールを設定いたしました。先ほどの検討手順を踏まえ、本計画での防災・減災に係る取組の考え方を整理いたしました。

まず、防災指針による施策を検討する区域は、根拠法のとおり「居住誘導区域」、「にぎわい居住区域」とします。

次に、大雨による河川氾濫といった洪水については、2種類のハザード情報があります。1つ目は、1年間で発生する可能性が0.1%となる、いわゆる1000年に1回程度の想定される最大の降雨量を用いた「想定最大規模」、2つ目は、概ね30年の割合で発生する可能性がある降雨量を用いた「計画規模」の2種類があります。本計画においては、第1回協議会での検討の結果、発生頻度の高い「計画規模」を活用し、取組を検討しました。

次に、内水浸水への取組については、聞き取り調査等により作成しました。「内水被害実績箇所」を用い、被害実績の箇所とポンプ場や調整池の整備状況等を踏まえ、今後の必要なハード対策や市民等の防災意識の向上といったソフト対策を組合せ取り組むこととしました。

次に土砂災害、急傾斜地と地滑りについては、現計画の誘導区域の設定において、特別警戒区域と警戒区域については既に除外しており、土砂に対するリスクの回避は対応できておりますので、避難路や緊急物資の輸送ルートとなりうる道路への影響を課題として抽出し、取組を検討しました。

地震による津波や台風による高潮については、港湾施設や堤防を所管する山口県と連携し、避難路や緊急物資の輸送ルートとなりうる道路への影響を課題として抽出し、取組を検討しました。

また、大規模盛土造成地や液状化被害については、指定されている区域がただちに危険というわけではありませんが、液状化被害については、元旦に発生した能登半島地震においても被害が発生するなど宅地被害を生ずるものになります。現状、ハード対策による抜本的な被害の回避を実施することができない災害と認識しております。大規模盛土造成地については現在、安全性の把握調査を行っており、液状化被害については発生傾向図が公表されていることから、ソフト対策を中心に取組ました。

最後にこれまでの手順で抽出された課題と対応する取組方針に則って実施する施策を、「実施プログラム」という形で市民の方にも伝わるようにまとめました。

表の見方ですが、一番左にあります「取組方針」は先ほどご説明した災害リスクの回避・低減による取組方針となっております。次に関連する災害種別、取組内容、実施主体、市の所管課、その実施区域を地域別に記載し、一番右に工程としてスケジュール感を示しております。短期が5年、中期が10年、長期が20年でのイメージとなります。それでは、各取組内容について、概要を説明させていただきます。

最初に、「災害リスクの回避」を行う施策です。N o . 1 の「立地適正化計画の届出・勧告制度を活用し、災害ハザードエリアの新たな住宅や都市施設の立地を抑制する。」及びN o . 2 の「災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化」ですが、関係法令に沿いながら適正に対応していくものとなります。

次に15ページです。ここからは、災害リスクの除却や回避をすることはできませんが、災害リスクを低減させる施策となります。

まず「取組方針①港湾、漁港、河川等の護岸や堤防の強化」に関する事業です。N o . 3 の「流域治水プロジェクトに基づき、錦川、平田川、島田川の河川改修を行い、浸水被害を防止する」及びN o . 5 の「緊急物資海上輸送基地としての役割を担う港湾において、耐震強化岸壁の整備など、港湾施設の改修を進める」の2点については、実施主体が山口県となっておりますが、両事業とも現在も実施中となっております、引き続き県と連携して事業の推進をまいります。また、N o . 4 とN o . 6 の河川の護岸改修・浚渫や漁港の堤防等の老朽化対策等については、市の実施中の事業ですので、今後も継続して実施してまいります。

次に16ページです。「取組方針② 浸水エリアにおける排水機能の強化」に関する事業です。排水機能の強化ですので、関連する災害は雨水による内水被害対策となります。N o . 7-9 にかけては、所管する課が異なりますが、浸水を低減させるための排水路整備やポンプ場整備等のハード対策となります。各々の整備期間については記載のとおりです。N o . 10 ですが、雨水出水浸水想定区域図は内水ハザードマップ作成の基礎となるもので、現在すでに作成作業を行っておりますので、業務完了後、雨水整備に関する基本方針を検討する予定です。

次に「取組方針③ 災害リスクに対応した指定緊急避難場所の設定」に関する事業です。現在本市で行っております公共施設の再編により、市が直接管理する施設は減少しておりますが、そうした中でも避難場所として活用できる施設はその能力を活かせるように、N o . 11 で指定緊急避難場所の見直しとして、浸水深より高い階を活用することこと、N o . 12 で施設再編によ

る避難場所の適地の検討・再配置、N o. 13 と 14 は現施設の改修や建替え等による新施設を建設する際には防災機能の付加を検討するものとなります。

次に「取組方針④ 災害リスクの高い住宅地や商業施設等における避難体制の強化」に関する事業です。これらの事項は、現在実施している事業であり、避難体制の強化や啓発活動となります。なお、N o. 21 の「災害時要救護者避難支援に係る体制の強化」については、所管する危機管理課だけでなく、介護施設や高齢者施設等を所管する部署がそれぞれに避難計画を整備しております。

次に「取組方針⑤民間施設を指定緊急避難場所とする協定の締結」に関する事業ですが、公共施設の再編により、市が直接管理する施設が減少しておりますので、企業等の民間施設の活用を実施していくものです。

次に「取組方針⑥幹線道路等道路網の整備」についてですが、本計画は電車やバスといった公共交通による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指すものですので、自家用車利用を想定した広域的な幹線道路の整備推進はなじまないものになりますが、避難路としての活用という観点から加えております。

次に「取組方針⑦県への土砂災害防止施設の整備の働きかけ」に関する事業ですが、実施主体が山口県になりますので、引き続き県と連携を図り事業の推進をしてまいります。

次に「取組方針⑧国道 2 号、国道 188 号等に対する防災ネットワークの維持に向けた土砂災害対策等の強化」ですが、所管が国道管理者の国土交通省となりますが、市といたしましても、県とも連携しながら、引き続き事業推進を行ってまいります。

最後に取組方針⑨と⑩の液状化対策と大規模盛土造成地についてですが、これまでご説明いたしましたとおり、情報発信等周知に努めてまいりたいと考えております。

以上が取組方針における実施施策の内容となります。

最後になりますが、今回報告させていただきました内容は、岩国市立地適正化計画推進協議会でいただいた意見です。作成した骨子案について、概ねご理解をいただきましたが、意見のありましたものを抜粋してご報告させていただきます。

まず、災害情報について、現状、地震については、地震発生後の津波や液状化について検討しておりますが、震度が分かるものを活用して欲しいという意見と、平成 13 年に発生した芸予地震の状況を参考にできないのかという意見です。今後の方針として、南海トラフ地震により想定される震度分布

図を活用したいと考えております。また、芸予地震に関しては、当時の被害状況等を整理してまいりたいと考えております。

次に、情報公開として「市民や企業による「自助」行為の検討のため、防災指針にて活用した災害リスクの検討資料を公表してほしい。」という意見です。災害リスクへの対応は、「自助」「共助」「公助」が基本となりますので、市民の方々がご自身などで避難計画を考える際に活用できるよう、公表して欲しいという意見となります。今後の方針としましては、ハザード情報については市のホームページや国のホームページ（重ねるハザードマップ）において最新情報が都度更新されておりますので、こちらの活用を案内していきたいと考えております。

最後に、本計画の周知についてです。令和2年3月に公表された本計画は、日が浅いということもありますが、市役所内各課を含め、周知の熟度が低いのが現状です。市民に分かりやすい計画書にして、多くの方に関心を持ってもらえるような周知が必要という意見をいただいております。今後の方針といたしましては、広く計画を周知する方法を整理して協議会において議論いただく予定としています。

- 塚本会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に対する質疑やご意見などをいただきたいと思っております。どなたからでも結構ですので、挙手の上お願いいたします。

〔質疑なし〕

- 塚本会長 本日予定された議事日程につきましては、以上でございます。何か最後に質問等ございましたらお願いします。特にないようでございますので、今日は皆さまのおかげで無事に審議を終えることが出来ました。長時間にわたり、熱心な審議をいただきました。お疲れ様でございました。最後に事務局から事務連絡があればお願いいたします。

- 事務局 ありがとうございます。本日は長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございます。受付で駐車券の精算処理を終えられてない方がいらっしゃいましたら事務局まで申し付けください。それでは、以上を持ちまして第36回岩国市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

[16時45分 閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第13条の規定により署名する。

令和6年2月21日

議事録署名委員 市川 英之

議事録署名委員 武田 伊佐雄